

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、身体障害者手帳の交付に関する事務において特定個人情報を取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	【概要】 身体障害者福祉法に基づき、同法で定める身体上の障害がある者に対して、身体障害者手帳を交付する。 【具体的事務】 ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務②身体障害者福祉法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務③身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務④身体障害者福祉法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤身体障害者福祉法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の11の項○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6条二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第5号まで 【情報照会の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分～17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部障害者相談所 〒400-0005 甲府市北新一丁目2-12(山梨県福祉プラザ3階) 電話番号:055(254)8671 ファックス番号:055(254)8675
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。（手帳申請時に申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーカード等の確認書類を元に記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。）	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された手帳の交付申請書は、漏洩、滅失、毀損を防ぐため、施錠できる書棚に保管することを徹底する等、十分な物理的安全管理措置を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	① 福祉保健部障害福祉課 ② 課長 山本 盛次	① 福祉保健部障害福祉課 ② 課長 小澤 清孝	事後	人事異動
平成30年4月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	人事異動
平成30年4月27日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	人事異動
平成30年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イ 【情報照会の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6条二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第5号まで 【情報照会の根拠】 なし	事後	主務省令の改正
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	課長 小澤 清孝	課長	事後	様式変更
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年4月1日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和8年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正
令和8年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正